

## 産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務委託業者入札参加停止基準

### （目 的）

第1条 この基準は、産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の委託の適正な施行を確保するため競争入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）が、県若しくは県以外の官公庁又は民間における委託業務（以下「委託業務」という。）に関して不正の行為又は法令に違反し、有資格業者として不適当であると認められる場合の入札参加停止について、法令等に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

### （入札参加停止をする場合及び期間）

第2条 知事は、有資格業者又はその役員（執行役員を含む。以下同じ。）若しくは使用人が、次の各号の一に該当した場合には、当該各号に掲げる期間の範囲内において当該有資格業者の入札参加を停止するものとする。

(1) 静岡県内における産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務に関し、次の事項の一に該当する場合

ア 県が発注する産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務（以下「県発注産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務」という。）の契約に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

1カ月以上6カ月以内

イ 県発注産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の契約の履行に当たり、故意又は過失により執行内容を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。

1カ月以上6カ月以内

ウ 県以外の官公庁又は民間が発注する産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務（以下「一般発注産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務」という。）の契約の履行に当たり、故意又は過失により執行内容を粗雑にした場合において瑕疵が重大であると認められるとき。

1カ月以上3カ月以内

エ 本号アに掲げる場合のほか、県発注産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の履行に当たり、契約に違反し、産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

2週間以上4カ月以内

オ 県発注産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。

1カ月以上6カ月以内

カ 一般発注産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

1カ月以上3カ月以内

キ 県発注産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。

2週間以上4カ月以内

ク 一般発注産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合におい

- て、当該事故が重大であると認められるとき。 2週間以上2カ月以内
- (2) 贈賄の容疑により、次の事項の一に該当する場合
- ア 次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる者が静岡県の職員（以下「県職員」という。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- (ア) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） 4カ月以上12カ月以内
- (イ) 有資格業者の役員又は支店若しくは営業所を代表する者で(ア)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） 3カ月以上9カ月以内
- (ウ) 有資格業者の使用人で(イ)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。） 2カ月以上6カ月以内
- イ 次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- (ア) 代表役員等 3カ月以上9カ月以内
- (イ) 一般役員等 2カ月以上6カ月以内
- (ウ) 使用人 1カ月以上3カ月以内
- ウ 次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- (ア) 代表役員等 2カ月以上6カ月以内
- (イ) 一般役員等 1カ月以上3カ月以内
- (ウ) 使用人 1カ月以上2カ月以内
- (3) 県発注産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務及び県内公共機関が発注する産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務（以下「県内公共機関発注産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務」という。）に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 12カ月以上36カ月以内
- (4) 前号に掲げる場合のほか、委託業務等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 4カ月以上24カ月以内
- (5) 県発注産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務及び県内公共機関発注産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務に関し、役員又は使用人が競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項）又は談合（刑法第96条の3第2項）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。 12カ月以上36カ月以内
- (6) 前号に掲げる場合のほか、委託業務に関し、役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 4カ月以上24カ月以内
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、委託業務に関し法令に違反し、又は不正若しくは不誠実な行為をし、産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 1カ月以上9カ月以内
- (8) 前各号の一に該当したことにより入札参加を停止されている有資格業者を、産業廃棄物（下水汚泥

等) 処理業務に係る契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

1 カ月以上9 カ月以内

(入札参加停止期間の特例及び入札参加停止の解除)

第3条 不正の行為又は法令違反の内容が特に重大と認める場合は、前条の規定にかかわらず、同条に定める入札参加停止期間を超えて、入札参加を停止することができる。ただし、その期間は、36カ月を超えてはならない。

2 入札参加停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、入札参加停止期間を変更することができる。

3 入札参加停止期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

(報告書の提出)

第4条 本庁の課長又は総務監、経理監、政策監(以下「課長等」という。)若しくはかい長は、その所管する産業廃棄物(下水汚泥等)処理業務の委託について第2条の規定に該当すると認めるとき又はその疑いがあると認めるときは、速やかに様式第1号による報告書に必要な書類を添えて、その所属する部局長及び交通基盤部長に提出するものとする。

2 交通基盤部生活排水課長は、県の契約に係る産業廃棄物(下水汚泥等)処理業務以外の産業廃棄物(下水汚泥等)処理業務の委託について第2条の規定に該当すると認めるとき又はその疑いがあると認められるときは、速やかに様式第1号による報告書に必要な書類を添えて、交通基盤部長に提出するものとする。

3 本庁の課長等若しくはかい長は、前条第2項の規定に基づき入札参加停止期間を変更することが適当と認めるとき、又は前条第3項の規定に基づき入札参加停止を解除することが適当と認めるときは、速やかに様式第2号による報告書に必要な書類を添えて、交通基盤部長に提出するものとする。

(審査及び決定)

第5条 交通基盤部長は、前条の規定により報告書を受理したときは、直ちに産業廃棄物(下水汚泥等)処理業務委託入札参加資格委員会(以下「委員会」という。)を招集する。

2 委員会は、前条に規定する報告書を審査し、第4条第1項及び第2項の規定に係る報告にあつては入札参加停止の、同条第3項の規定に係る報告にあつては入札参加停止期間の変更又は入札参加停止の解除の可否を決定するものとする。

3 交通基盤部長は、前項の規定に基づいて入札参加停止又は入札参加停止期間の変更が決定されたときは様式第3号による通知書、入札参加停止の解除が決定されたときは様式第5号による通知書により産業廃棄物(下水汚泥等)処理業務関係の長に通知するものとする。

(入札参加停止の始期)

第6条 前条の規定による入札参加停止期間の開始の時期は、決定の日の翌日からとする。

(決定の通知)

第7条 知事は、第5条第2項の規定に基づいて入札参加停止又は入札参加停止期間の変更が決定されたときは様式第4号による通知書、入札参加指名停止の解除が決定されたときは様式第6号による通知書により、直ちに当該有資格業者に対し通知するものとする。

附 則

この基準は、平成27年12月11日から施行する。

様式第 1 号（用紙日本工業規格 A 4 縦型）

第 号  
年 月 日

交通基盤部長 様

長

産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の委託に係る入札参加停止該当事由等の発生報告書

産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務委託業者入札参加停止基準第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
発生時期	
発生場所	
(内 容)	

様式第2号（用紙日本工業規格A4縦型）

第 号  
年 月 日

交通基盤部長 様

長

入札参加停止期間の変更（入札参加停止の解除）について

さきに入札参加停止された次の者については、入札参加停止期間を変更（入札参加停止を解除）することが適当と認められますので、産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務委託業者入札参加停止基準第4条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
入札参加停止期間	
1 変更（解除）することが適当と認められる理由	
2 変更期間	

様式第3号（用紙日本工業規格A4縦型）

第 号  
年 月 日

（代表申請者） 様  
（申請者） 様

静岡県交通基盤部長

入札参加停止（入札参加停止期間変更）通知書

このことについて、次のとおり決定したので産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務委託業者入札参加停止基準第5条第3項の規定に基づき通知します。

記

住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
入札参加停止（入札参加停止期間変更）	自 年 月 至 年 月 日
(理 由)	

様式第4号（用紙日本工業規格A4縦型）

第 号  
年 月 日

（代表申請者） 様  
（申請者） 様

知 事

入札参加停止（入札参加停止期間変更）の決定について

このことについて、次のとおり決定したので産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務委託業者入札参加停止基準第7条の規定に基づき通知します。

記

入札参加停止（入札参加停止期間変更）	自 年 月 日 至 年 月 日
理 由	



様式第5号（用紙日本工業規格A4縦型）

第 号  
年 月 日

（代表申請者） 様  
（申請者） 様

静岡県交通基盤部長

入札参加停止解除通知書

このことについて、産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務委託業者入札参加停止基準第3条第3項の規定に基づき下記のとおり入札参加停止を解除したので、同基準第5条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 解除対象の入札参加停止

住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
入札参加停止期間	自 年 月 至 年 月 日

2 入札参加停止解除の理由

3 解除日

様式第 6 号（用紙日本工業規格 A 4 縦型）

第 号  
年 月 日

（代表申請者） 様  
（申請者） 様

知 事

入札参加停止の解除について

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の入札参加停止  
を決定した旨を通知したところですが、このたび、当該入札参加停止を解除したので産業  
廃棄物（下水汚泥等）処理業務委託業者入札参加停止基準第 7 条の規定に基づき通知しま  
す。

解除日